

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2008-539481

(P2008-539481A)

(43) 公表日 平成20年11月13日(2008.11.13)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 21/24 (2006.01)	G06F 12/14 520E	4C017
G06F 21/20 (2006.01)	G06F 12/14 530C	4C117
G06Q 50/00 (2006.01)	G06F 12/14 530D	5B017
G06Q 10/00 (2006.01)	G06F 15/00 330B	5B285
A61B 5/00 (2006.01)	G06F 15/00 330G	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 21 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2008-508094 (P2008-508094)  
 (86) (22) 出願日 平成18年3月10日 (2006. 3. 10)  
 (85) 翻訳文提出日 平成19年12月27日 (2007. 12. 27)  
 (86) 国際出願番号 PCT/EP2006/002202  
 (87) 国際公開番号 W02006/114156  
 (87) 国際公開日 平成18年11月2日 (2006. 11. 2)  
 (31) 優先権主張番号 102005019750.7  
 (32) 優先日 平成17年4月28日 (2005. 4. 28)  
 (33) 優先権主張国 ドイツ (DE)

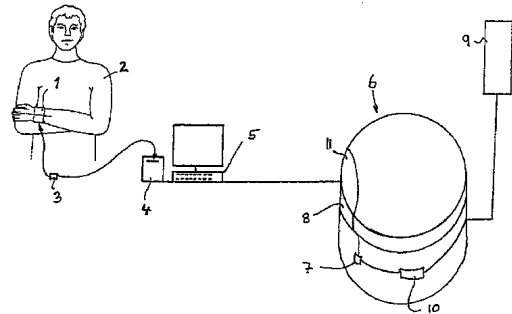
(71) 出願人 507326261  
 カズ ヨーロッパ エスエー  
 スイス国, ローザンヌ, セアッシュー 10  
 03, プラス ショドロン 18  
 (74) 代理人 100091823  
 弁理士 榑淵 昌之  
 (74) 代理人 100101775  
 弁理士 榑淵 一江  
 (72) 発明者 ジェルシーペン, マーティン  
 ドイツ連邦共和国 61440 オーベル  
 アーゼル, ハンス トーマー シュトラ  
 ー 15

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 血圧データを管理、記録及び／又は評価する装置及び方法

(57) 【要約】

本発明は、複数の患者の血圧データを管理し、記録し、及び／又は、評価する装置及び方法に関する。種々の血圧計によって測定された複数の患者の血圧データは、遠隔データ転送によってネットワーク端末から中央サーバに転送され、そこで患者毎の記憶領域に記憶される。データサーバに対するアクセスが試みられた場合には、アクセスコードがアクセス制御装置によって要求され、個々の記憶領域に特有のアクセスコードと比較される。血圧計の個々のデバイス識別コード及び／又は血圧計に挿入されるICカードのICカード識別コードがアクセスコードとして使用される。課金装置は、格納されているデータに対するアクセスがなされる度に、個々の記憶領域に設けられている料金記憶装置から自動的に料金を減額する。



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

血圧計を用いて取得した、多数の患者についての血圧データの管理、記録及び/又は評価を行うための装置であって、

当該装置は、各患者(2)の血圧データを記憶する個別記憶領域(7)を有し、患者毎に別々に血圧データを記憶する中央データサーバ(6)と、

異なるネットワーク端末(5)を介して当該個別記憶領域(7)にデータを入力するとともに、個別記憶領域(7)からデータを読み出すネットワーク接続と、

さらに、アクセスが試みられた場合に転送されるアクセスコードと、各個別記憶領域(7)に固有のアクセスコードとを比較するアクセス制御装置とを有し、

各個別記憶領域(7)のアクセスコードは、各個別記憶領域(7)が割り当てられた各患者の血圧データを取得するために使用される各血圧計(1)に固有のデバイス識別コードを有する装置。

10

**【請求項 2】**

前記アクセスコードは、血圧計(1)とともに各患者に提供されるICカード(3)に関するICカード識別コードを含むことを特徴とする、請求項1に記載の装置。

**【請求項 3】**

前記アクセスコードは、患者に固有のパスワードをさらに含むことを特徴とする、請求項1又は2に記載の装置。

**【請求項 4】**

前記個別記憶領域に記憶された血圧データセットを評価するための評価ユニット(10)と、料金課金装置(11)とを備え、

当該料金課金装置(11)は、評価装置及び/又は前記評価装置によって用意された評価にアクセスが試みられる度に、各個別記憶領域に割り当てられた料金記憶装置における残高を減少させることを特徴とする、請求項1~3のいずれか一項に記載の装置。

20

**【請求項 5】**

前記料金記憶装置は、各患者についての血圧データを取得するために用いられる血圧計(1)に関するデバイス識別コード、及び/又は、各患者についての血圧データを取得するために用いられる血圧計(1)に装備され得るICカードに関するICカードコードを含む識別コードが備えられ、

料金課金装置(11)は、評価ユニット、及び/又は、前記ユニットによって準備された評価に対してアクセスが行われた際に、残高を減らすべき料金記憶装置を識別するために、料金記憶装置に関する記憶された識別コードと、前記デバイス識別コード、及び/又は、ICカードコードとを用いることを特徴とする、請求項4に記載の装置。

30

**【請求項 6】**

前記料金記憶装置は、各患者の血圧データを取得するために用いられる血圧計(1)に装備され得るICカード(3)に備えられ、

前記料金課金装置(11)は、前記評価ユニット、及び/又は前記ユニットによって用意された評価にアクセスが試みられた際、ICカード上の前記料金記憶装置の残高を減じるために、ICカード読取/書取装置を用いることを特徴とする、請求項4に記載の装置

40

**【請求項 7】**

血圧計(1)のICカード(3)上に記憶されたデータを読み出すために使用するICカード読取装置(4)が備えられ、

当該ICカード読取装置は、ICカード識別コードを自動的に読み取り及び/又は取得のためにこのICカード識別コードを記憶することを特徴とする、請求項1~6のいずれか一項に記載の装置。

**【請求項 8】**

評価ユニット(10)は、前記個別記憶領域に記憶された複数の血圧データセットを、その時間的な推移について評価し、及び/又は血圧データレベルの一時的な傾向をグラフ

50

表示する目的で備えられることを特徴とする、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

評価ユニット(10)は各個別記憶領域における血圧データセットの血圧データの傾向を決定する目的で備えられることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

評価ユニット(10)は、個別記憶領域に記憶された所定の期間内におけるすべての血圧データの平均値および標準偏差を決定する目的で備えられることを特徴とする、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の装置。

10

【請求項 11】

評価ユニット(10)は、記憶された血圧データから患者についての血圧レベルの日々のプロフィールを計算する目的で備えられることを特徴とする、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 12】

データ遮断装置は、個別記憶領域における所定のデータを遮断する目的で備えられ、当該遮断装置は、コード及び/又はパスワード保護によって好適に有効にされることを特徴とする、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 13】

マスターアクセス機能が備えられ、当該マスターアクセス機能により、さまざまな記憶領域からデータがアクセスされ、前記マスターアクセスはマスタコード及び/又はマスタパスワードを用いて好適に有効にされることを特徴とする、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の装置。

20

【請求項 14】

多数の患者に関する血圧データを管理、記録、及び/又は評価する方法であって、異なる血圧計(1)を用いて取得された、異なる患者についての血圧データは、ネットワーク端末(5)から中央データサーバ(6)に遠隔データ転送によって転送され、血圧データは、患者毎に特有の個別記憶領域(7)に格納され、特定の患者の血圧データに対するアクセスが試みられた場合には、データサーバに接続されているアクセス制御装置(8)がそれぞれのアクセスの試みに対してアクセスコードを取得し、そして、それと個別記憶領域に固有なアクセスコードとを比較し、この各個別記憶領域に対するアクセスコードとして、個々の患者の血圧データを取得するために使用される血圧計に関する少なくとも1つの固有のデバイス識別コードがアクセス制御装置によって取得され、及び/又は、利用可能にされる方法。

30

【請求項 15】

前記個別記憶領域に記憶された血圧データセットは、評価ユニット(10)によって評価され、対応する評価はデータサーバに記憶され、これらの記憶された評価に対してアクセスが試みられた際に、料金課金装置は、アクセスが試みられた回数、及び/又はアクセスの継続時間に基づいて、要求された評価が記憶されるそれぞれの記憶領域のために保持される料金記憶装置における残高を自動的に減ずることを特徴とする、請求項 14 の前文に記載の方法。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、血圧計を用いて取得した、複数の患者についての血圧データを管理、記録及び/又は評価する装置であって、患者毎に個別の記憶領域を有し、患者毎に血圧データが別々に格納される中央データサーバと、それを介して個別の記憶領域にデータを入力することが可能であるとともに、様々なネットワーク端末を用いて個別の記憶領域からデータを読み出すことが可能なネットワーク接続と、さらに、記憶領域へのアクセスを制御するアクセス制御装置であって、アクセスの試みがなされた場合に送信されるアクセスコード

50

と、それぞれの記憶領域に固有のアクセスコードとを比較するアクセス制御装置とを有する装置に関する。

【背景技術】

【0002】

更に、本発明は、複数の患者の血圧データの管理、記録及び/又は評価を行う方法であって、異なる血圧計を用いて取得された、異なる患者についての血圧データが中央データサーバにネットワーク端末から遠隔データ転送により送信され、個々の患者に固有の記憶領域に記憶されるとともに、記憶された特定の患者の血圧データへのアクセスが試みられた場合に、中央データサーバに接続されているアクセス制御装置が、アクセスの試みの一環として、アクセスコードを要求するとともに、当該アクセスコードを、個々の記憶領域に固有のアクセスコードと比較する方法に関する。

10

【0003】

適切な測定装置を用いて患者から取得された患者のデータを、遠隔データ転送を用いてデータの管理と評価を行う中央データサーバに転送する様々な方法が既に提案されている。例えば、WO 01/93756 A2では、心電計により患者から取得したデータを最初にスマートカードに蓄積する遠隔監視システムが提案されている。この遠隔監視システムでは、適当な時期に、カードリーダーによりスマートカードからデータがダウンロードされ、中央監視ステーションに遠隔データ転送によりデータが転送され、中央監視ステーションでは医学的診断を行うためにこれらのデータが提示され、分析され、管理される。さらに、DE 202 14 189 U1には、身体機能値のモバイル測定および転送に関する装置について記載されている。この装置では、測定装置は、測定された身体機能値を携帯電話に送信する無線インターフェースを有し、携帯電話を通じて移動無線ネットワークにより中央評価装置にこれらのデータが転送されるようになっている。

20

【0004】

これらのように患者のデータを中央管理するシステムを使用することにより、複数の検査によって得られたデータが編集され、また、何回でも利用可能になることから、多様な診断を下すための複数の検査に起因する多重のストレスを防ぐことができる。

さらに、データ分析や診断支援のための高品位な分析ツールが用いられ得るが、これらは個人ユーザにとって利益が無く、非常に高額であると思われる。しかしながら、これらのシステムは、特に、データ目録に対するアクセスおよび中央データサーバによって提供される機能に関して改良の余地がある。

30

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

従って、本発明の目的は、冒頭に述べた種類の改良された装置及び方法を開発し、先行技術の欠点を回避し、先行技術を好適に改善することである。望ましくは、データ目録に対するアクセス及び中央データサーバによって提供される機能が改良される。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明によれば、請求項1に係る装置装置によってこの目的を達成することができる。また、プロセス工学に関しては、請求項14記載の方法により上記目的を達成することができる。本発明の好ましい実施例は、従属項に示される。

40

【0007】

本発明では、アクセス制御に関して、個々の患者の血圧計に対して付与された固有のデバイス識別コードが、個々の患者の血圧データまたは血圧データから生成された評価データが格納される記憶領域毎のアクセスコードとして取得及び/又は供給されることが提案されるとともに、アクセスが試みられた場合に送信されるアクセスコードが、血圧計の当該固有のデバイス識別コードと比較されることが提案される。

すなわち、本発明は、それぞれの血圧計が固有のシリアル番号を有し、これらのシリアル番号が製造アーカイブにもまた記録され、製造アーカイブを中央データサーバに接続す

50

ることによって、このシリアル番号を利用することができるというアイデアに基づいている。各患者はこのようにして、任意のネットワーク端末を用いて、中央データサーバに個別にアクセスし、患者の装置に付与されたシリアル番号によって患者自身を認証し、ネットワークに問い合わせを行い、あるいは、その「患者自身」の記憶領域を個人的に管理することができる。

この様な各患者に固有のパスワードは、上述したアクセス制御に加えて、各血圧計に固有のデバイス識別コードとともに実装される。この様な患者に固有のパスワードは、例えば、各記憶領域のサブセクションについてのみ割り当てられる、いわゆるサブパスワードとして用いることができる。この方法によれば、例えば、家庭内において、個々の記憶サブスペースを血圧計のユーザである複数のユーザに簡単に割り当てることができる。あるいは、患者に固有のパスワードを、デバイス識別コードに代えてプログラムしてもよい。この場合、固有のデバイス識別コードは、事前に確立される最初のアクセス制御にのみ使用され、最初のアクセスが達成された場合には変更することができる。

10

#### 【0008】

アクセス制御を行うために各血圧計の個々のデバイス識別コードを用いることの特別な利点は、データサーバの各記憶領域及び／又は関連する機能ブロックを予め正確に調整しておくことができる点にあり、特に、各血圧計のデータフォーマットに適合させることができる点にある。各装置に固有のデバイス識別コードにより、データサーバは、どのような種類の血圧計が、入力されるべきデータを供給しようとしているかを理解し、個々の患者に応じてデータ量とデータ形式に関して自身を適合させる。これにより、データサーバと各記憶領域の双方の構成を大幅に簡素化することができる。

20

#### 【0009】

ICカードを挿入することができる血圧計を用いる場合、中央データサーバの各記憶領域にアクセスするための識別コードは、各患者が血圧計に装備することができる各ICカードについての識別コードを含んでいてもよい。このICカード識別コードは、上述した装置に固有のデバイス識別コードとなり得る。しかしながら、特に、特定のICカードに基づいて各記憶領域に対するアクセスを分割するために、デバイス識別コードに加えて、サブコードとして、取得または供給される。血圧計は、例えば、一家族内で複数の患者によって使用される場合も多く、その様な場合、各患者は「自分用」のICカードを血圧計に挿入して当該血圧計を使用する。この方法によれば、患者に固有のアクセスを簡易な方法で確実に実現することができる。

30

#### 【0010】

原則として、中央データサーバは、多様な機能を提供することができる。また、原則として、中央サーバにおいて、個々の血圧データを記録および管理することができるので、長い時間が経過した後であっても先に取得された測定データに随意アクセスすることができる。ひとつの実施形態では、データサーバは、評価と分析を行うための適切な手段を用いて、データの評価を行うとともに対応する評価データを利用可能にすることができる。

この種の中央評価ユニットを提供することは、血圧計それ自体の使用により、あるいは、もっといえば伝統的な医療行為により可能であった評価と分析よりも実質的に高品位な血圧データの評価と解析を可能にする。なぜならば、複雑で、その結果としてコストがかかる評価プログラムは、一般的に、単一の血圧計の付属品としては経済的ではなく、さらには、規模が小さな開業医にとっても経済的ではない。

40

このような種類の評価ユニットを用いることにより、料金課金装置を実現することができる。そして、そのような料金課金装置は、評価ユニットがアクセスされる度に及び／又は評価ユニットによって評価の準備がされる度に各記憶領域に対応する料金記憶装置の残高を減少させる。

高価な評価プログラムを購入し及び／又は対応するハードウェアを購入するのではなく、比較的少額の料金をアクセス毎に支払うことにより、中央に配置される評価ユニットに単独でアクセスすることができる。

使用料金の課金は、評価ユニット、及び／又は、この評価ユニットによって作成される

50

評価に限定されるものではない。現実に記録された血圧データに対するアクセスを課金の対象としてもよい。

【0011】

料金記憶装置は、システムの異なる場所に設けるようにしてもよい。本発明の1つの実施例によれば、料金記憶装置は、各患者について血圧データを取得するために用いられた血圧計に設けられたICカード上に備えられる。このICカードを用いて中央データサーバにアクセスを試みるとき、料金課金装置はICカード読取/書取装置を介して通信し、その結果、料金記憶装置における残高を減じる。この実施形態では、データサーバ上の各記憶領域に対する料金記憶装置の識別及び/又は割り当ては不要となる。当該ICカードはいわゆるプリペイドカードとしての役割を果たし、当該ICカードがプラスの残高を有する限り、中央データサーバにアクセスすることができる。料金記憶装置上のプラスの残高は、自由に再ロードすることができる。

10

【0012】

他の実施例では、料金記憶装置は、中央データサーバ、料金課金装置、及び/又は、関連するデータ記憶装置に設けることができる。中央データサーバ及びそのデータ目録にアクセスする試みがなされた場合に、割り当てられた料金記憶装置から正しく料金を差し引くことを保証するために、料金記憶装置は識別コードを備えることができる。この識別コードは、個々の患者の血圧計に対するデバイス識別コード及び/又は個々の患者の血圧計に設けられたICカードに対するICカードコードを有することができる。料金課金装置は、中央データサーバにアクセスが試みられた際に、転送されたデバイス識別コード及び/又はICカードコードを用いて各料金記憶装置を識別するようにしてもよい。

20

【0013】

血圧計から中央データサーバに対するデータの送信は、さまざまな方法で行うことができる。一つの実施形態では、測定されたデータは、手動でネットワーク端末に対して入力することができる。また、中央データサーバからネットワーク端末に対して当該データを送信することができる。例えば、ユーザは、血圧計から読み出されたメモリデータや測定時間を中央データサーバに送信することができる。

【0014】

あるいは、血圧計によって取得されたデータは、読取装置によって血圧計から読み出される。具体的には、血圧計のICカードに格納されたデータは、ICカードの読取装置によって読み出され、そして、中央データサーバに送信される。ICカード読取装置は、ICカード識別コードを自動的に読み出し及び/又はそれを取得するために記憶するように構成することができる。また、一つの実施例では、読取装置がネットワーク端末に接続され及び/又は適切なインターフェースを介して無線接続を通じて任意に通信できるようにしてもよい。

30

【0015】

一つの実施例では、中央データサーバに送信された血圧データのセットはそこで保管され、いつでも、世界中でインターネット端末を介して読み出すことができる。当該データサーバでは、様々な評価や分析が行われ、対応する評価や分析データが蓄積される。

【0016】

また、中央データサーバの記憶領域に蓄積されている血圧データの時間的推移に対する評価を適切な評価手段によって行うことができる。さらに、血圧及び/又は脈の時間的推移のグラフ表示ができるようにしてもよい。

40

【0017】

択一的又は追加的に、ある測定期間における傾向分析を行い、これに対応する傾向データを特にグラフ表示できるようにしてもよい。例えば、一ヶ月間に亘る朝の測定結果を追跡させるようにすることができる。

【0018】

択一的に、又は追加的に、中央データサーバにおいて行われる血圧データの分析に、特定の記憶領域内、すなわち特定の患者の特定の期間内の全ての血圧データの平均値や、標

50

準偏差の決定を含めてもよい。

【0019】

択一的に、又は追加的に、患者の血圧レベルの日々のプロフィールは、適切な評価手段を用いて蓄積された血圧データから計算することができる。

【0020】

また、本発明の他の実施例によれば、当該システムは、ユーザが特定のデータをブロックすることができるデータ遮断装置を具備することができる。当該データ遮断装置は、所定のコード及び/又はパスワード保護によって起動されることが望ましい。

【0021】

患者に関する必要なデータに対して内科医、医療又は病院がアクセスできるようにするために、アクセス制御装置はマスターアクセスを含むことができ、このマスターアクセスによって様々な記憶領域からのデータにアクセスすることができる。このマスターアクセスは、マスタコード及び/又はマスタパスワードによって有効にされることが望ましい。

10

【0022】

これら及び追加的な本願の特徴をなす機能は、請求項および以下の明細書の双方から帰結するものであり、これらの特徴をなす機能は、本発明の実施形態として、もしくは他の領域において、個別に、または、相互の組み合わせとして、及び/又は、サブコンビネーションとして、具現化してもよい。

以下、本発明の一の好ましい実施例を、関連する図との文脈において、更に詳細に説明する。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

図1は、本発明の一の好ましい形態の中央データサーバにおける血圧データの管理、保管、評価のための装置を表す略図である。

【0024】

図1に示すように、各患者2の血圧は、血圧計1を用いて、毎日、あるいは随意的に複数の測定期間において、長期間に亘って測定される。対応する血圧データはまず血圧計1のメモリに記憶される。この場合、拡張機能のひとつとして、血圧計1が、十分な記憶領域を提供することができ、血圧計1に挿入することができるICカード3をメモリカードあるいはスマートカードの形態で含むことが好ましい。上述したICカード3は、血圧計1から取り外すことができ、ICカード読取/書取装置4により読み出すことができる。前記血圧データセットに加えて、このICカードに固有のICカード識別コードが同時に読み取られ、このICカード識別コードが前記血圧データセットを識別するために用いられる。

30

【0025】

ICカード読取/書取装置4は、適切なインターフェースを介してPCの形態で構成されるインターネット端末5と通信して、ICカードから読み出したデータを中央データサーバ6に転送することができる。

【0026】

データサーバ6には、ICカード識別コードを用いて特定することのできる、それぞれの患者2に対応する記憶領域7が用意されている。それぞれの記憶領域に対するアクセスはアクセス制御装置8によって制御される。このアクセス制御装置8は、中央データサーバ6に接続され、インターネット端末5から転送されるアクセスコードと、それぞれの記憶領域7に記憶されたアクセスコード、とりわけICカード識別コードとを比較する。アクセス制御装置8によって逆に読み取られたICカード識別コードは、中央データサーバ6自体に必ずしも記憶される必要はなく、代わりに、例えば、データサーバ6に接続される製造者のアーカイブ9に記憶させるようにしてもよい。当該アーカイブにおいて、それぞれの血圧計1に固有の追加的なセットアップデータと制御パラメータはそれぞれのICカード識別コードに関連付けられている。

40

【0027】

50

それぞれの記憶領域 7 に転記された血圧データは、評価ユニット 10 によって評価し、分析することができる。対応する評価と分析データは、評価ユニット 10 によってそれぞれの記憶領域 7 又は、前述した領域にリンクされる評価データ記憶領域に格納され、アクセス制御装置 8 による識別に続いて、適当な方法によってインターネット端末 5 経由で引き出すことができる。評価を取得することは、課金の対象となり得る。このために、アクセス制御装置 8 は、評価に対してアクセスされる都度、それに従って、記憶領域 7 の一部又は上述した領域に配置される料金記憶装置における残高を減じる料金課金装置 11 を有することができる。料金記憶装置は、適切な方法で入金することができる。例えば、新しい血圧計が購入された際に、対応する初期のプラスの残高を格納することができ、加入者は対応する支払いを通じて中央データサーバに再入金することができる。

10

**【 0 0 2 8 】**

図 1 に示すシステムでは、数々の利点を達成することができる。最初に、電子的な記録、血圧データの評価、および、視覚化は患者に大きな利益を与える。血圧記録を手で管理する場合よりも、実質的により大きなメモリ深度 (Speichertiefe) を達成することができる。さらに、中央データサーバ 6 によって集中的に実行されるデータの評価は、実際に使用されたときにのみ費用が発生するサービスである。各利用者に対する高価な評価ツールを除外することができる。さらに、データの評価は常に最新のプロセスを利用することができ、中央で監視することができる。各インターネット端末 5 はそれ自身が評価ソフトウェアを有しないか、及び / 又はそのようなソフトウェアがインストールされていないかもしれないが、患者 2 はプリンターを用いて評価をプリントアウトすることができる。

20

**【 0 0 2 9 】**

更に、それぞれの診療室及び / 又は介護士と通信する機能は大幅に簡略化される。診療所には、いかなる特別なハードウェアもソフトウェアも必要としない。血圧計を診療所に持ち込む必要もない。更に、医師が中央データサーバ 6 にアクセスが可能になることで、患者が医師の元を継続的に訪れずとも、継続的な治療の観察という安全性を提供することができる。中央評価ユニット 10 は、複雑で、それゆえ高価な評価プログラムを使用することが可能になり、高品位なデータの解釈や、治療方法の決定が可能になるのは勿論である。

【 図 1 】

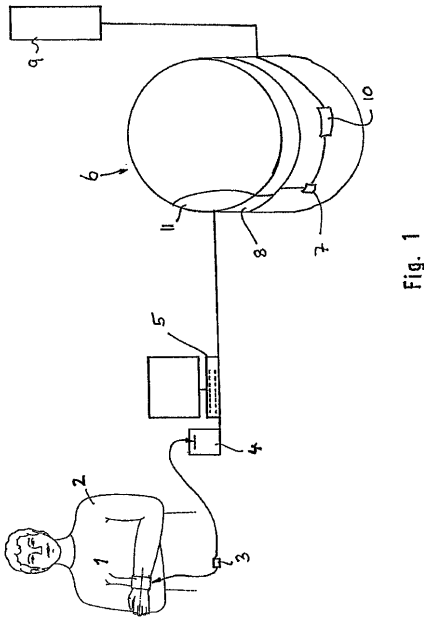


Fig. 1

## 【 手続補正書 】

【 提出日 】平成20年3月26日(2008.3.26)

## 【 手続補正 1 】

【 補正対象書類名 】特許請求の範囲

【 補正対象項目名 】全文

【 補正方法 】変更

【 補正の内容 】

【 特許請求の範囲 】

【 請求項 1 】

血圧計を用いて取得した、複数の患者についての血圧データを処理するための装置であって

各患者の血圧データが別々に記憶される中央データサーバと、

当該中央データサーバにおける各患者の血圧データのための個別記憶領域と、

当該個別記憶領域にデータを入力するとともに、当該個別記憶領域からデータを読み出すネットワーク接続と、

当該個別記憶領域に対応し、患者の血圧データを取得する血圧計のための固有のデバイス識別コードを有し、アクセスが試みられた場合に転送されるアクセスコードと、当該個別記憶領域に対応した固有のアクセスコードとを比較することにより、当該記憶領域へのアクセスを制御することのできるアクセス制御装置とを備えることを特徴とする装置。

【 請求項 2 】

前記アクセスコードは、各患者の血圧計が有するICカードに関するICカード認識コードを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【 請求項 3 】

前記アクセスコードは、患者に固有のパスワードを含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

## 【請求項 4】

前記個別記憶領域に記憶された血圧データセットを評価することのできる評価ユニットと、

前記個別記憶領域に対応する料金記憶装置と、

当該評価ユニットにアクセスが試みられた場合、及び、当該評価ユニットにより評価が準備された場合のうち少なくとも1つの場合に、前記料金記憶装置の残高を減少させる料金課金装置とを備えたことを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 5】

前記料金記憶装置は、各患者についての血圧データを取得できる少なくとも1つの血圧計に関するデバイス識別コード、及び、血圧計に含まれるICカードに関するICカードコードを備える認識コードを含み、

前記料金課金装置は、記憶された認識コードを用いて前記料金記憶装置を認識することができることを特徴とする、請求項4に記載の装置。

## 【請求項 6】

前記料金記憶装置は、血圧計に備えられるICカードに配置され、

前記料金課金装置は、ICカード上の前記料金記憶装置の残高を減じるために、ICカード読取/書取装置を用いることを特徴とする、請求項4に記載の装置。

## 【請求項 7】

前記血圧計のICカード上に記憶されたデータを読み出すことのできるICカード読取装置をさらに備え、前記ICカード読取装置は、ICカード認識コードを自動的に読み出すよう構成されることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 8】

前記記憶領域に記憶された血圧データセットを、その時間的な推移について評価すること、及び、血圧レベルの一時的な傾向をグラフに表示することのうち、少なくとも1つを行うことのできる評価ユニットをさらに備えたことを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 9】

前記個別記憶領域における血圧データセットの血圧データの傾向を決定することのできる評価ユニットをさらに備えたことを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 10】

前記個別領域に記憶された所定の期間内におけるすべての血圧データの平均値および標準偏差を決定することのできる評価ユニットをさらに備えたことを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 11】

記憶された血圧データから患者についての血圧レベルの日々のプロフィールを計算することのできる評価ユニットをさらに備えたことを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 12】

前記記憶領域における所定のデータを遮断することのできるデータ遮断装置をさらに備え、

当該遮断装置は、コード及びパスワード保護のうち、少なくとも一つによって有効にされることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 13】

マスターアクセス機能をさらに備え、

当該マスターアクセス機能により、マスターコード及びマスターパスワードのうち、少なくとも1つを用いることによって、さまざまな記憶領域からのデータがアクセス可能になることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

## 【請求項 14】

複数の患者に関する血圧データを管理、記録、及び/又は評価する方法であって、異なる血圧計を用いて取得された、異なる患者についての血圧データを取得し、遠隔データ転送によって中央データサーバに血圧データを転送し、

各患者の血圧データを患者固有の記憶領域に記憶し、  
記憶された血圧データのアクセスの試みに対応するアクセスコードと、患者固有の記憶領域に関する固有なアクセスコードとを比較し、  
記憶された血圧データのアクセスの試みに対応するアクセスコードは、血圧データを取得するために用いられる血圧計に関する少なくとも1つの固有なデバイス識別コードを含むことを特徴とする方法。

【請求項15】

前記記憶領域に記憶された血圧データセットは、評価ユニットによって評価され、対応する評価はデータサーバに記憶され、

これらの記憶された評価に対してアクセスが試みられた際に、料金課金装置は、アクセスが試みられた回数、及び/又はアクセスの継続時間に基づいて、要求された評価が記憶されるそれぞれの記憶領域のために保存される料金記憶装置における残高を自動的に減ずることを特徴とする、請求項14に記載の方法。

【請求項16】

前記個別記憶領域に対応する料金記憶装置をさらに備えたことを特徴とする、請求項4に記載の装置。

【請求項17】

前記評価ユニットにアクセスが試みられること、及び、前記評価ユニットにより評価が準備されることのうち、少なくとも1つが行われた場合に、前記料金記憶装置の残高を減ずることのできる料金課金装置をさらに備えたことを特徴とする、請求項16に記載の装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、血圧計を用いて取得した、複数の患者についての血圧データを管理、記録及び/又は評価し、データへのアクセスを制御する装置であって、患者毎に個別の記憶領域を有し、患者毎に血圧データが別々に格納される中央データサーバと、それを介して個別の記憶領域にデータを入力することが可能であるとともに、様々なネットワーク端末を用いて個別の記憶領域からデータを読み出すことが可能なネットワーク接続と、さらに、記憶領域へのアクセスを制御するアクセス制御装置であって、アクセスの試みがなされた場合に送信されるアクセスコードと、それぞれの記憶領域に固有のアクセスコードとを比較するアクセス制御装置とを有する装置に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

適切な測定装置を用いて患者から取得された患者のデータを、遠隔データ転送を用いてデータの管理と評価を行う中央データサーバに転送する様々な方法が提案されている。例えば、WO 01/93756 A2では、心電計により患者から取得したデータを最初にスマートカードに蓄積する遠隔監視システムが記載されている。この遠隔監視システムでは、適当な時期に、カードリーダーによりスマートカードからデータがダウンロードされ、中央監視ステーションに遠隔データ転送によりデータが転送され、中央監視ステーションでは医学的診断を行うためにこれらのデータが提示され、分析され、管理される。さらに、DE 202 14 189 U1には、身体機能値のモバイル測定および転送に関する装置について記載されている。この装置では、測定装置は、測定された身体機能値を

携帯電話に送信する無線インターフェースを有し、携帯電話を通じて移動無線ネットワークにより中央評価装置にこれらのデータが転送されるようになっている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、血圧計を用いて取得した、複数の患者に関する血圧データを管理、記録、及び/又は評価する装置であって、各患者の血圧データが別々に記憶され、各患者の血圧データに関する個別記憶領域を有する中央サーバと、さまざまなネットワークターミナルを用いて、データを各記憶領域に入力でき、データを各記憶領域から読み出すことのできるネットワーク接続とを備え、アクセスが試みられた場合に転送されるアクセスコードと、各記憶領域に固有のアクセスコードとを比較し、記憶領域に対するアクセスを制御するアクセス制御装置をさらに備える装置を提供する。

更に、本発明は、複数の患者に関する血圧データを管理、記録、及び/又は評価する方法であって、異なる血圧計を用いて取得した、異なる患者についての血圧データが中央サーバにネットワーク端末から転送され、個々の患者に固有の記憶領域に記憶されるとともに、記憶された特定の患者の血圧データへのアクセスが試みられた場合に、データサーバに接続されているアクセス制御装置がアクセスの試みの一環として、アクセスコードを要求するとともに、当該アクセスコードを個々の記憶領域に固有のアクセスコードと比較する方法に関する。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、個々の患者の血圧計に対して付与された固有のデバイス識別コードは、個々の患者の血圧データまたは血圧データから生成された評価データが格納される記憶領域毎のアクセスコードとして取得及び/又は供給可能である。アクセスが試みられた場合に送信されるアクセスコードが、血圧計の当該固有のデバイス識別コードと比較されてもよい。

すなわち、本発明は、それぞれの血圧計が固有のシリアル番号を有し、これらのシリアル番号が製造アーカイブにもまた記録され、製造アーカイブを中央データサーバに接続することによって、このシリアル番号を利用することができるというアイデアに基づいている。各患者はこのようにして、任意のネットワーク端末を用いて、中央データサーバに個別にアクセスし、患者の装置に付与されたシリアル番号によって患者自身を認証し、ネットワークに問い合わせを行い、あるいは、その「患者自身」の割り振られた記憶領域を個人的に管理することができる。この枠組みの中で、各記憶領域の患者に固有なパスワードを、関連のある適切なプログラムを備えるアクセス制御装置へプログラムすることもできる。

この様な各患者に固有のパスワードは、上述したアクセス制御に加えて、各血圧計に固有のデバイス識別コードとともに実装される。この様な患者に固有のパスワードは、例えば、各記憶領域のサブセクションについてのみ割り当てられる、いわゆるサブパスワード

として用いることができる。この方法によれば、例えば、家庭内において、個々の記憶サ  
ブスペースを血圧計のユーザである複数のユーザに簡単に割り当てることができる。ある  
いは、患者に固有のパスワードを、デバイス識別コードに代えてプログラムしてもよい。  
この場合、固有のデバイス識別コードは、事前に確立される最初のアクセス制御にのみ使  
用され、最初のアクセスが達成された場合には変更することができる。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

アクセス制御を行うために各血圧計の個々のデバイス識別コードを用いることは、デー  
タサーバの各記憶領域及び/又は関連する機能ブロックを予め正確に調整しておくことが  
でき、または、各血圧計のデータフォーマットに適合させることができるので有利である  
。各装置に固有のデバイス識別コードにより、データサーバは、どのような種類の血圧計  
が、入力されるべきデータを供給しようとしているかを理解し、個々の患者に応じてデー  
タ量とデータ形式に関してサーバを適合させる。これにより、データサーバと各記憶領域  
の双方の構成を簡素化することができる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

一つの実施形態では、ICカードを挿入することができる血圧計を用いてもよく、この  
場合、中央データサーバの各記憶領域にアクセスするための識別コードは、各患者が血圧  
計に装備することができる各ICカードについての識別コードを含んでいてもよい。この  
ICカード識別コードは、上述した装置に固有のデバイス識別コードとなり得る。ICカ  
ード識別コードは、特定のICカードに基づいて各記憶領域に対するアクセスを分割す  
るために、デバイス識別コードに加えて、サブコードとして、取得または供給される。血  
圧計は、例えば、一家族内で複数の患者によって使用される場合も多く、その様な場合、各  
患者は「自分用」のICカードを血圧計に挿入して当該血圧計を使用する。この方法によ  
れば、患者に固有のアクセスを簡易な方法で確実に実現することができる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

原則として、中央データサーバは、多様な機能を提供することができる。中央サーバに  
おいて、個々の血圧データを記録および管理することができるので、長い時間が経過した  
後であっても先に取得された測定データに随意アクセスすることができる。ひとつの実施  
形態では、データサーバは、評価と分析を行うための適切な手段を用いて、データの評価  
を行うとともに対応する評価データを利用可能にすることができる。

この種の中央評価ユニットを提供することは、血圧計それ自体の使用により、あるいは  
、もっといえは伝統的な医療行為により可能であった評価と分析よりも実質的に高品位な  
血圧データの評価と解析を可能にする。なぜならば、複雑で、その結果としてコストがか  
かる評価プログラムは、一般的に、単一の血圧計の付属品としては経済的ではなく、さら  
には、規模が小さな開業医にとっても経済的ではない。

このような種類の評価ユニットを用いることにより、料金課金装置を実現することがで

きる。そして、そのような料金課金装置は、評価ユニットがアクセスされる度に及び／又は評価ユニットによって評価の準備がされる度に各記憶領域に対応する料金記憶装置の残高を減少させる。

高価な評価プログラムを購入し及び／又は対応するハードウェアを購入するのではなく、比較的少額の料金をアクセス毎に支払うことにより、中央に配置される評価ユニットに単独でアクセスすることができる。

使用料金の課金は、評価ユニット、及び／又は、この評価ユニットによって作成される評価に限定されるものではない。現実に記録された血圧データに対するアクセスを課金の対象としてもよい。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

図面を参照して、これらの及び追加的な特徴を説明する。

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

図1は、本発明の一の形態における中央データサーバにおける血圧データの管理、保管、評価のための装置を表す略図である。

## 【 国際調査報告 】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/EP2006/002202
---

<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b> INV. A61B5/00 A61B5/021 G06F19/00		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b> Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) A61B G06F		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2002/178126 A1 (BECK TIMOTHY L ET AL) 28 November 2002 (2002-11-28) paragraphs [0018], [0034], [0043], [0051], [0065], [0076]	1-3,8-15
X	US 6 101 478 A (BROWN ET AL) 8 August 2000 (2000-08-08)  column 6, line 3 - line 59 column 7, line 24 - line 29 column 11, line 66 - column 12, line 7 column 12, line 32 - line 35	1-3, 7-11,14, 15
A	US 6 440 068 B1 (BROWN MICHAEL WAYNE ET AL) 27 August 2002 (2002-08-27) column 5, line 26 - line 33 column 7, line 19 - line 27 column 9, line 44 - line 61	1,4,6,7
-/--		
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents : *A* document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance *E* earlier document but published on or after the international filing date *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed *T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention *X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone *Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art. *Z* document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search		Date of mailing of the international search report
13 July 2006		19/07/2007
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5618 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax (+31-70) 340-3016		Authorized officer  Knüpling, M

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No  
PCT/EP2006/002202

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US 6 402 691 B1 (PEDDICORD HERSCHEL Q ET AL) 11 June 2002 (2002-06-11) column 4, line 7 - line 18 -----	1,4,5
A	US 5 697 376 A (NOMURA ET AL) 16 December 1997 (1997-12-16) column 8, line 17 - line 61 column 16, line 4 - line 17 -----	

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

information on patent family members

International application No

PCT/EP2006/002202

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 2002178126	A1	28-11-2002	CA 2448426 A1 19-12-2002 WO 02100262 A1 19-12-2002 EP 1395170 A1 10-03-2004 JP 2004536637 T 09-12-2004 US 2006036555 A1 16-02-2006
US 6101478	A	08-08-2000	NONE
US 6440068	B1	27-08-2002	NONE
US 6402691	B1	11-06-2002	NONE
US 5697376	A	16-12-1997	NONE

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen  
PCT/EP2006/002202

<b>A. KLASIFIZIERUNG DES ANMELDUNGSGEGENSTANDES</b> INV. A61B5/00 A61B5/021 G06F19/00		
Nach der Internationalen Patentklassifikation (IPC) oder nach der nationalen Klassifikation und der IPC		
<b>B. RECHERCHIERTE GEBIETE</b> Recherchierter Mindestprüfstoß (Klassifikationssystem und Klassifikationssymbole) A61B G06F		
Recherchierte, aber nicht zum Mindestprüfstoß gehörende Veröffentlichungen, soweit diese unter die recherchierten Gebiete fallen		
Während der internationalen Recherche konsultierte elektronische Datenbank (Name der Datenbank und evtl. verwendete Suchbegriffe) EPO-Internal		
<b>C. ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN</b>		
Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
X	US 2002/178126 A1 (BECK TIMOTHY L ET AL) 28. November 2002 (2002-11-28) Absätze [0018], [0034], [0043], [0051], [0065], [0076]	1-3,8-15
X	US 6 101 478 A (BROWN ET AL) 8. August 2000 (2000-08-08)  Spalte 6, Zeile 3 - Zeile 59 Spalte 7, Zeile 24 - Zeile 29 Spalte 11, Zeile 66 - Spalte 12, Zeile 7 Spalte 12, Zeile 32 - Zeile 35	1-3, 7-11,14, 15
A	US 6 440 068 B1 (BROWN MICHAEL WAYNE ET AL) 27. August 2002 (2002-08-27) Spalte 5, Zeile 26 - Zeile 33 Spalte 7, Zeile 19 - Zeile 27 Spalte 9, Zeile 44 - Zeile 61	1,4,6,7
-/-		
<input checked="" type="checkbox"/> Weitere Veröffentlichungen sind der Fortsetzung von Feld C zu entnehmen <input checked="" type="checkbox"/> Siehe Anhang Patentfamilie		
* Besondere Kategorien von angegebenen Veröffentlichungen : *A* Veröffentlichung, die den allgemeinen Stand der Technik definiert, aber nicht als besonders bedeutsam anzusehen ist *E* älteres Dokument, das jedoch erst am oder nach dem internationalen Anmeldedatum veröffentlicht worden ist *L* Veröffentlichung, die geeignet ist, einen Prioritätsanspruch zweifelhaft erscheinen zu lassen, oder durch die das Veröffentlichungsdatum einer anderen im Recherchenbericht genannten Veröffentlichung belegt werden soll oder die aus einem anderen besonderen Grund angegeben ist (wie ausgeführt) *O* Veröffentlichung, die sich auf eine mündliche Offenbarung, eine Benutzung, eine Ausstellung oder andere Maßnahmen bezieht *P* Veröffentlichung, die vor dem internationalen Anmeldedatum, aber nach dem beanspruchten Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist *T* Spätere Veröffentlichung, die nach dem internationalen Anmeldedatum oder dem Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist und mit der Anmeldung nicht kollidiert, sondern nur zum Verständnis des der Erfindung zugrundeliegenden Prinzips oder der ihr zugrundeliegenden Theorie angegeben ist *X* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung, die beanspruchte Erfindung kann allein aufgrund dieser Veröffentlichung nicht als neu oder auf erfinderscher Tätigkeit beruhend betrachtet werden *Y* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung, die beanspruchte Erfindung kann nicht als auf erfinderscher Tätigkeit beruhend betrachtet werden, wenn die Veröffentlichung mit einer oder mehreren anderen Veröffentlichungen dieser Kategorie in Verbindung gebracht wird und diese Verbindung für einen Fachmann nahelegend ist *&* Veröffentlichung, die Mitglied derselben Patentfamilie ist		
Datum des Abschlusses der internationalen Recherche 13. Juli 2006		Absenddatum des internationalen Recherchenberichts 19/07/2007
Name und Postanschrift der internationalen Recherchenbehörde Europäisches Patentamt, P.B. 5818 Patentaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016		Bevollmächtigter Bediensteter Knüpling, M

## INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Internationales Aktenzeichen  
PCT/EP2006/002202

C. (Fortsetzung) ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN		
Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Beitr. Anspruch Nr.
A	US 6 402 691 B1 (PEDDICORD HERSCHEL Q ET AL) 11. Juni 2002 (2002-06-11) Spalte 4, Zeile 7 - Zeile 18	1,4,5
A	US 5 697 376 A (NOMURA ET AL) 16. Dezember 1997 (1997-12-16) Spalte 8, Zeile 17 - Zeile 61 Spalte 16, Zeile 4 - Zeile 17	

**INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT**

Angaben zu Veröffentlichungen, die zur selben Patentfamilie gehören

Internationales Aktenzeichen

PCT/EP2006/002202

Im Recherchenbericht angeführtes Patendokument		Datum der Veröffentlichung	Mitglied(er) der Patentfamilie	Datum der Veröffentlichung
US 2002178126	A1	28-11-2002	CA 2448426 A1	19-12-2002
			WO 02100262 A1	19-12-2002
			EP 1395170 A1	10-03-2004
			JP 2004536637 T	09-12-2004
			US 2006036555 A1	16-02-2006
US 6101478	A	08-08-2000	KEINE	
US 6440068	B1	27-08-2002	KEINE	
US 6402691	B1	11-06-2002	KEINE	
US 5697376	A	16-12-1997	KEINE	

## フロントページの続き

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>A 6 1 B 5/022 (2006.01)</b>	G 0 6 F 17/60 1 2 6 H	
	G 0 6 F 17/60 5 1 0	
	A 6 1 B 5/00 G	
	A 6 1 B 5/02 3 3 8 Z	

(81) 指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW

(72) 発明者 ヴンダー, ディター  
ドイツ連邦共和国 6 3 6 7 9 ショッテン, ヘルマン - ルーマー - シュトラーセ 1 2

(72) 発明者 ヘック, ウルリッヒ  
ドイツ連邦共和国 4 7 8 0 5 キーフェルダ, オーベルディーゼマル シュトラーセ 9 7

(72) 発明者 フルード, デルク  
ドイツ連邦共和国 6 5 7 7 9 ケルクハイム, タウヌシュトラーセ 1 8

(72) 発明者 ハートマン, ブリジット  
ドイツ連邦共和国 6 5 5 2 7 ニーダンハウゼン, ディステルヴェグ 1

(72) 発明者 フォーリンガー, ステファン  
ドイツ連邦共和国 6 1 4 7 6 クローンベルク, フリーデンシュトラーセ 6 2

(72) 発明者 レンベルグ, ゲリット  
ドイツ連邦共和国 6 4 2 8 9 ダルムシュタット, バルクハウスシュトラーセ 5 9

(72) 発明者 シュナック, フレッド  
ドイツ連邦共和国 6 1 4 7 6 クローンベルク, ニーデルホステッター シュトラーセ 5 5

(72) 発明者 クレスマン, フランク  
ドイツ連邦共和国 6 5 7 6 0 エッシュボルン, イン クラインフェルトシェン 3 デー

(72) 発明者 ヴィエネケ, パウル  
ドイツ連邦共和国 7 8 6 0 4 リエトハイム - ヴェイルハイム, ベルクシュトラーセ 1 3

F ターム (参考) 4C017 AA08 AB02 BB12 CC03 CC08  
4C117 XA07 XB02 XE15 XF17 XF22 XG19 XJ03 XJ18 XL01 XL02  
XL03 XL13 XQ03 XQ18  
5B017 AA01 BA05 BA06 BA09 BB10 CA16  
5B285 AA04 BA10 CA02 CA04 CA23 CB02 CB07 CB42 CB72 CB83  
CB92

专利名称(译)	用于管理，记录和/或评估血压数据的装置和方法		
公开(公告)号	<a href="#">JP2008539481A</a>	公开(公告)日	2008-11-13
申请号	JP2008508094	申请日	2006-03-10
[标]申请(专利权)人(译)	卡兹欧洲SA		
申请(专利权)人(译)	卡兹欧洲SA		
[标]发明人	ジエルシーベンマーティン ヴンダーディター ヘックウルリツヒ フルードディルク ハートマンブリジット フォーリンガースターファン レンベルグゲリット シュナックフレッド クレスマンフランク ヴィエネケパウル		
发明人	ジエルシーベン,マーティン ヴンダー,ディター ヘック,ウルリツヒ フルード,ディルク ハートマン,ブリジット フォーリンガー,スターファン レンベルグ,ゲリット シュナック,フレッド クレスマン,フランク ヴィエネケ,パウル		
IPC分类号	G06F21/24 G06F21/20 G06Q50/00 G06Q10/00 A61B5/00 A61B5/022 G06F19/00		
CPC分类号	A61B5/021 A61B5/0002 G16H10/60		
FI分类号	G06F12/14.520.E G06F12/14.530.C G06F12/14.530.D G06F15/00.330.B G06F15/00.330.G G06F17/60.126.H G06F17/60.510 A61B5/00.G A61B5/02.338.Z		
F-TERM分类号	4C017/AA08 4C017/AB02 4C017/BB12 4C017/CC03 4C017/CC08 4C117/XA07 4C117/XB02 4C117/XE15 4C117/XF17 4C117/XF22 4C117/XG19 4C117/XJ03 4C117/XJ18 4C117/XL01 4C117/XL02 4C117/XL03 4C117/XL13 4C117/XQ03 4C117/XQ18 5B017/AA01 5B017/BA05 5B017/BA06 5B017/BA09 5B017/BB10 5B017/CA16 5B285/AA04 5B285/BA10 5B285/CA02 5B285/CA04 5B285/CA23 5B285/CB02 5B285/CB07 5B285/CB42 5B285/CB72 5B285/CB83 5B285/CB92		
代理人(译)	栞渊 一江		
优先权	102005019750 2005-04-28 DE		
外部链接	<a href="#">Espacenet</a>		

#### 摘要(译)

本发明涉及用于管理，记录和/或评估多个患者的血压数据的装置和方法。由各种血压监测器测量的多个患者的血压数据通过远程数据传输从网络终端传输到中央服务器并存储在每个患者的存储区域中。如果对数据服务器的访问尝试，接入码是由访问控制设备请求并与特定接入码到每个存储区域进行比较。插入到单独的设备识别码和/或血压监视器血压计IC卡的IC卡识别码被用作接入码。每次访问存储的数据时，充电装置自动减少来自每个存储区域中提供的电荷存储装置的电荷。

